

きょたくりょうようかんりしどう

居宅療養管理指導・

かいごよぼうきょたくりょうようかんりしどう

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが自宅を訪問して、療養上の管理・指導を行います。

内容によっては、医療保険からの支払いとなるものもありますので、ご確認ください。

◆居宅療養管理指導は、病院・診療所・薬局などが実施できるとされています。病院などへお問い合わせください。